

「新ごみ処理施設基本計画改定版」とは？

意見募集期間：

令和8年2月16日から令和8年3月17日まで

Q どんな内容なの？

松本市、塩尻市、山形村及び朝日村で構成される松塩地区広域施設組合（以下「本組合」という。）は、現在稼働している松本クリーンセンターにおいて、一般廃棄物の広域処理を行っています。

また、焼却の熱を利用した発電を行うとともに、高温水を余熱利用施設「ラウラ松本」に供給するなど、余熱の有効活用も行っています。

松本クリーンセンターは、平成11年の供用開始以来27年が経過していますが、平成26年度から29年度にかけて基本的設備改良を行い、令和15年度までの安定的な施設運転が可能となっています。

しかし、今後は施設の老朽化による処理能力の低下や、補修費用の増加等が想定されます。厳しい財政事情を踏まえた効率的なシステムや、循環型社会の形成に寄与する施設更新に向けた取組みを含め、本組合では新ごみ処理施設を建設する方針としています。

そこで本組合は、令和4年2月に基本構想を策定し、それに基づき令和5年2月に新ごみ処理施設の整備方針である基本計画を策定しました。

その基本計画では、当時建設地が確定できなかったため、建設地に関連する項目については決定できませんでした。

今回、建設地が確定したことに伴い、新ごみ処理施設の基本計画を改定するものです。

Q 市民生活にどんな影響を与えるの？

ごみ処理施設は、

- ・公衆衛生の維持（悪臭・害虫・病原菌発生の防止）
- ・ごみの減量化（焼却による体積・重量削減）
- ・環境保全（有害物質の無害化、野焼き防止）
- ・資源の有効活用（ごみ発電によるエネルギー回収、灰のリサイクル）
- ・災害時の防災拠点など

多岐にわたり、市民生活に不可欠な役割を担っています。

また、循環型社会の実現と脱炭素化にも貢献しています。

ご意見
お待ちしております！